

EU REACH規則：附属書 XVIIによるPFAS規制案の改定

2025年8月20日、ECHAはペルおよびポリフルオロ化合物（PFAS）の規制に関する改正案を発表しました。この改定案は、2023年の協議で寄せられた5,600件を超える科学的および技術的コメントを評価し作成されました。

作成にあたっては、次の制限オプション（RO）の妥当性が評価されました。RO1は実行可能または管理可能と考えにくい、RO2およびRO3は、実装、執行および管理が実現可能であり、実用可能であると結論づけられました。

- RO1 - 18か月の移行期間を設けた、特例を設けないPFASの全面禁止。
- RO2 - 18か月の移行期間に加え、特定の用途に対する期間限定の特例を設けたPFASの禁止。
- RO3 - ライフサイクル全体にわたる排出量を最小限に抑える厳格な条件下での使用継続を許容。

REACH附属書XVIIによるRO2のPFAS規制案の更新の要点は以下の通りです。

対象P	要件	制限の条件
• 物質単体	禁止	• 発効日から18か月後に適用開始。
• 他の物質の成分 • 混合物 • 成形品	対象PFAS = < 25 ppb（高分子PFASは除く） 対象PFASの合計 = < 250 ppb 対象PFAS = < 50ppm（高分子PFASを含む） *1	• 特例は発効日から6.5年間*2、13.5年間*3、23.5年間*4 適用される。 • 特定の用途に対する無期限の特例*5
*1：総フッ素量が50 mg/kgを超える場合、執行当局の要請があれば、PFASまたは非PFASの含有量として測定された証拠が必要。 特例には以下が含まれるが、これらに限定されない； *2：フッ素ポリマーおよびパーフルオロポリエーテル：a) 軟質プラスチックフィルムの押出成形に使用されるポリマー加工助剤（食品および非食品用途）、b) 工業用耐熱皿のノンスティックコーティング、c) 水処理および浄化のためのろ過・分離媒体における工業用途のフッ素ポリマー。 *3：a) 再生材料を含む繊維製品（玩具を除く）、b) 個人用保護具（PPE）、c) 電池のバインダーおよび電解質、d) 建築製品に防火目的で使用されるポリマー添加剤、e) 工業用途および専門用途の潤滑剤およびその添加剤、f) ラテックス印刷インク、g) 輸送車両のエンジンルーム内で使用される騒音・振動・ハーシュネス（NVH）の遮断および発火防止のための工業用テキスタイル、h) インプラントおよび侵襲性医療機器に使用されるフッ素ポリマーおよびパーフルオロポリエーテル *4：再生材料を含むプラスチック製品。食品接触材料（FCM）および食品接触包装、ならびに玩具を除く。 *5：再生材料を含む紙および板製品。FCMおよび包装を除く。		

詳細はこちらのURLをご覧ください： [All news - ECHA](#)